

神林中学校いじめ防止基本方針

村上市立神林中学校

1 いじめ及びいじめ類似行為に対する基本的な考え

いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。（いじめ防止対策推進法 第2条）

いじめ類似行為の定義

「いじめ類似行為」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性（がいぜんせい）の高いもの」をいう。
※蓋然性（がいぜんせい）とは、「多分そうなるだろう」という可能性の程度のこと。（いじめ防止対策推進法 第2条2）

いじめ（いじめ類似行為を含む）は、受けた生徒の教育権を著しく侵害し、いじめに関わった全ての生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に大きく影響するものである。また、いじめはどの集団にも、どの生徒にも起こりうるものである。生徒の心身の安全と命を守るために、決して許してはならない反社会的な行為である。

生徒は決していじめをしてはならない。そして、いじめの防止等は、全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題である。

2 いじめ防止の基本方針

- (1) いじめは深刻な人権侵害案件であり、決して許してはならない。
- (2) いじめの防止は、教育活動全体を通じて行う。
- (3) 全教職員が未然防止・早期発見・的確かつ迅速な対応をとる。
- (4) いじめの防止は、小中学校間、保護者、地域、関係機関の連携のもとで取り組む。

3 いじめ防止の施策

(1) 基本施策

- ① 学校の経営方針を受けて「いじめ・不登校解消と未然防止」を掲げ、年間指導計画に基づく組織的な未然防止、心に寄り添う支援・指導に取り組む。
- ② 全ての教育活動を通して社会性の育成を図る。
- ③ 豊かな情操と道徳心を培う道徳教育と人権教育の充実を図る。
- ④ 小中9年間を見通したいじめ防止の取組や、保護者・地域・関係機関との連携による取組を展開する。
- ⑤ 研修等により教職員の資質・指導力の向上に努める。

(2) いじめ防止に係る組織について

- ① いじめ防止に係る対策委員会の機能を校務分掌上に規定されている生徒指導部会に加える。
- ② 生徒指導部会でいじめの事実が確認された場合、及び可能性がある場合において、関係教職員を加えて「いじめ・不登校対策委員会」を組織し、運営をする。
- ③ 本委員会は、校長・教頭・生徒指導主事・各学年の主任・養護教諭・関係教職員により編成する。なお、前出の校務分掌は、兼ねることを可とする。
- ④ 本委員会には、必要に応じカウンセラー等を含む外部の助言・支援者を同席させることができる。その場合、校長が命ずるものとする。

- (3) いじめに係る生徒指導部会といじめ防止対策委員会の活動内容について
- ① いじめ防止に係る年間指導計画の作成及びその評価
 - ② いじめ事案が発生しそうな場合における防止のための取組検討
 - ③ いじめ事案に係る生徒の情報交換、対応についての相談
 - ④ いじめ実態に関する調査についての打ち合わせ
 - ⑤ 保護者や校外の機関との連携に関する相談
 - ⑥ スクールカウンセラーの活用やいじめ相談窓口の設置に係る相談
 - ⑦ いじめ防止に係る教職員の啓発活動や研修についての相談
 - ⑧ 保護者、生徒を対象に携帯電話やスマートフォンの使い方について講習会を実施

(4) 具体的な施策

- ① 生徒指導部会を中核として、いじめ防止学習プログラム・中1ギャップ解消プログラムの着実な実施、及び定期的な評価の繰り返しによる改善を図る。

学校評価では、いじめの未然防止に係る取組、早期発見の手立て、いじめ事案への対処について項目を設定する。

- ② 校務分掌では、社会性育成に係る組織を通して、生徒を前面に出した教育活動や、思いやり・支え合う活動を取り入れた学習を設定する。
- ③ 体験活動を積極的に導入し、豊かな情操と道徳心・生徒自身が人権侵害の加害者にも被害者にもならないために必要な資質・能力を育てる。
- ④ 小中9年間を見通した発達段階に応じたいじめ防止の取組の充実を図る。
- ⑤ 保護者・地域・関係機関とも連携を深め、地域ぐるみのいじめ根絶の取組を展開する。
- ⑥ いじめ防止に関する理解を深め、防止に向けての資質を高めるため、研修や講演会を計画し、着実に取り組む。

4 いじめ防止対策の具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ① 学級経営の充実
 - ア ソーシャルスキルトレーニングの実施、ハイパーQ-U検査の活用による学年体制での支援。
 - イ 教職員のきめ細かな見とりや生活アンケート（毎月）教育相談（学期1回）、生活ノート（毎日）等による情報収集による的確な支援。
 - ウ 保護者との連携の強化と学校評価を通じた生徒の実態把握。
- ② 授業を通じたいじめを生まない態度の育成
 - ア 分かる授業を目指した授業改善。
 - イ 小集団での関わりを通じた問題解決的な学習の積極的な実践。
- ③ 人権教育、道徳教育の充実
 - ア 道徳の時間、特別活動、総合的な学習の時間等での自己肯定感の育成。
 - イ 全教育活動を通して行われる人権尊重の精神や、思いやりの心の育成の取組。
- ④ 相談体制・協力体制の整備
 - ア スクールカウンセラーとの連携による支援計画の作成と実施。
 - イ 必要に応じた外部機関との連携。
 - ウ 情報の共有化と中学校区小中学校間の連絡会の設置。
- ⑤ 異年齢集団活動の実施
 - ア 特別活動・部活動を通じた協調性や協力性の育成。
- ⑥ インターネット等を通じた情報の収集
 - ア インターネットに関する使用実態の調査と使用内容の把握。
 - イ いじめにつながる書き込みの予防と事実確認後の敏速な対応。
- ⑦ 教職員に対する研修会の実施
 - ア 事例研修によるいじめを生まない環境づくりの能力の育成。
 - イ 的確な対応、敏速な対処の方法についての習得。

ウ 研修方法の工夫による効率的、能率的な全員研修の実施。

(2) 早期発見のための取組

① 学級でのきめ細かな見とり

ア アンケート（毎月）、いじめ調査（隔月）、教育相談（各学期1回）、ハイパーQ-U検査の分析による生徒の人間関係についての実態把握。事実の把握。

② 保護者・地域・関係機関との連携

ア 保護者との密接な連携。

イ 神林教育事務所・福祉課・民生児童委員・児童相談所等との連携。

(3) 早期対応のための取組

(6) フロー図による。

(4) 重大事態への対処

重大事態とは ○ 生命、心身又は財産に（対する）重大な被害（いじめ法第28条第1項第1号） ○ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている状態（同項第2号） と規定されている。
--

これを受け、いじめにより児童生徒が下記に示す状況になった場合には重大事態と判断する。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 一定期間（年間30日を目安）、連続して欠席しているような場合

配慮事項

- ・ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態にとらえる。
- ・ 重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分把握し たうえで重大事態かどうかを判断し、報告・調査等を行う。

対処について

- ① 村上市教育委員会へ速やかに報告する。
- ② 原則は、(6) フロー図に基づく対応とする。
- ③ 市教委の指導を受けながら、当該事案に対処する組織を設置する。
- ④ 上記組織を中心として、事実関係の調査及び対応の協議等を行う。
- ④ 事態の内容により、警察との連携、児童自立支援施設等との連携を図る。
- ⑤ いじめの加害生徒・被害生徒本人及び保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。必要があれば傍観者についても、必要の有無を協議する。
- ⑥ 報道機関についての対応を誤らないよう、全職員での確認を徹底する。

(5) インターネット上のいじめへの対処

原則、文部科学省から出ているインターネット上のいじめに対する対応マニュアルを参考にする。
--

- ① 発見した場合、迅速にいじめの事実関係を人間関係をもとに明確にし、関係生徒への対応を検討する。
- ② 他機関との連携を密にし、継続的な情報収集、関連事案の発生の有無を調査する。
- ③ 情報モラル教育の充実と教員の指導能力の向上に関する研修を行う。
- ④ 保護者への啓発について、ポイント等を明示しながら発信する。

(6) 早期対応のためのフロー図

